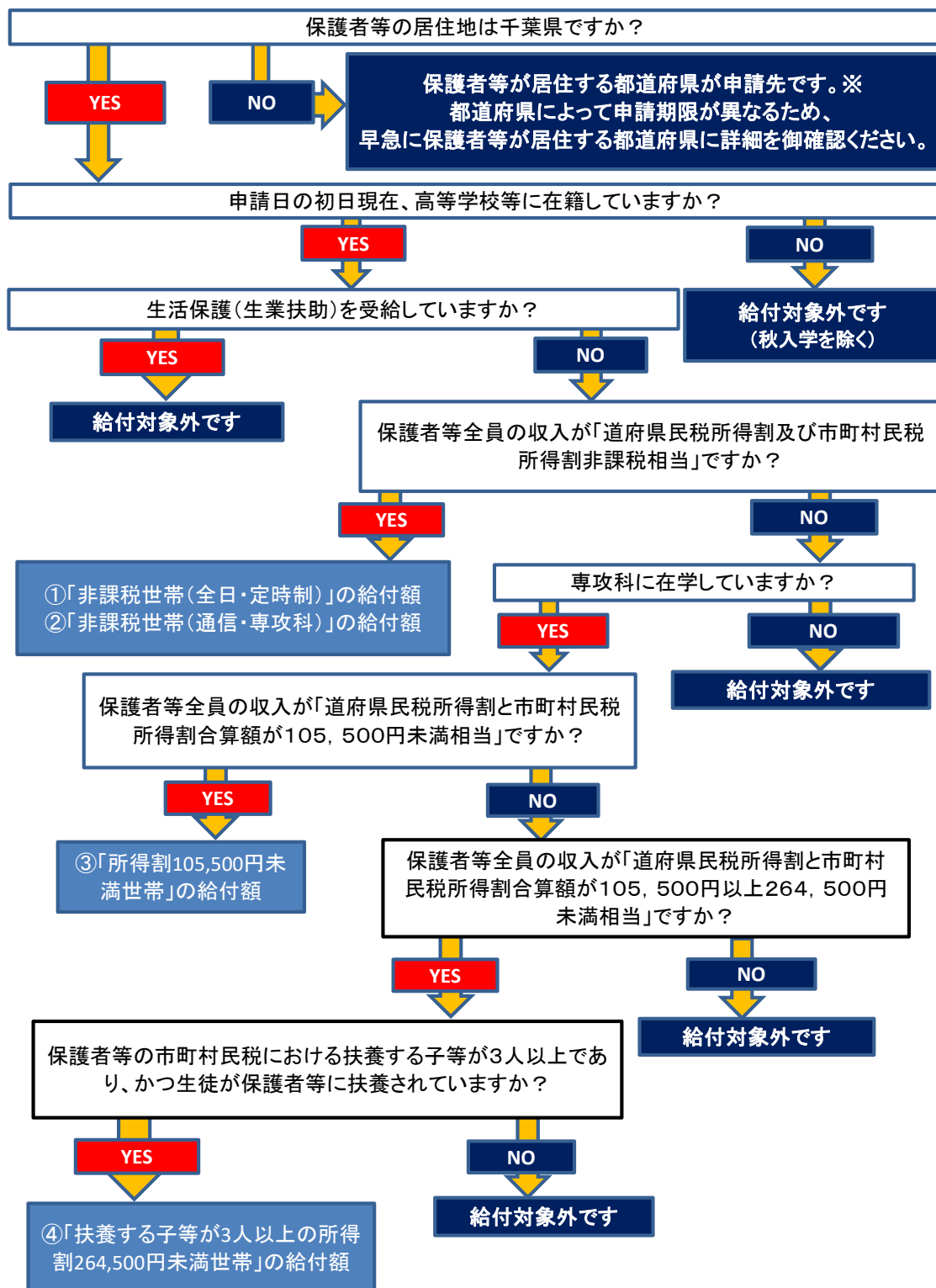


千葉県公立高等学校等奨学のための給付金 区分確認シート



給付額について(年額)

給付区分	①非課税世帯 (全日・定時制)	②非課税世帯 (通信・専攻科)	③所得割 105,500円未満 世帯	④扶養する子等が3 人以上の所得割 264,500円未満世帯
4～6月 家計急変	143,700円 (年額)	50,500円 (年額)	10,100円 (年額)	10,100円 (年額)
7月以降 家計急変	年額／12×家計急変月の翌月～3月までの月数			

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)をいいます。

(注2) 茨城県・埼玉県に居住している場合は、通っている高等学校が申請先です。

(注3) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては対象とならない場合があります。

(注4) 秋入学の場合、入学日が認定基準日となります。